

緊急防災・減災事業債の時限立法の継続を求める意見書

東日本大震災から5年が経過した今日、災害発生時における復旧活動の拠点となる市庁舎の安全対策は未だ必要性が最重要課題となっている。本市においても、本年2月7日執行の住民投票で津波の被害を避ける安心安全である高台の旧空港跡地に移転する結果が出たところである。

西暦1771年(明和8年)4月24日、現在の八重山諸島及び宮古諸島を中心として、大津波が襲来し「明和の大津波」と呼ばれる大災害の発生があり、当時の島民約2万9千人の約半数にあたる9千400人余が犠牲となった悲劇が今なお本市で語り継がれ、毎年慰霊祭が開催されております。

沖縄県による地震及び津波の被害想定において、石垣島東方沖地震の場合、死者数は最大で約11,000名に及ぶとされている。また、緊急防災・減災事業債申請の要件である地域防災計画の高台移転が、本年3月24日に県が定める津波浸水予想外の高台(海拔26m)の旧空港跡地に明記されました。

このような中、地方債充当率100%、交付税算入率70%の財政措置である緊急防災・減災事業債を石垣市を含め八重山圏域の各自治体においても、庁舎を含むその他の公的施設整備へ活用できれば、各自治体の財政運営に大きく貢献できるものであり、住民福祉向上に資するものである。

よって、本市議会は大規模災害時に拠点施設や避難所となる庁舎などの新增改築等のためにも、緊急防災・減災事業債を平成29年度以降も継続して現状の財政措置を講じて頂くよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

石垣市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県選出国會議員